

令和6年度

危機管理マニュアル

おさない



かけない



しゃべらない



もどらない



広川町立下広川小学校

1 危機管理にあたって（体制整備）

1 危機管理にあたって

- 危機が生じた時は、児童の人命、人権の尊重を最優先に考え、迅速かつ冷静に対応する。
- 校長のリーダーシップのもと、全職員が学校の組織として共通理解し、対応する。
- 家庭、地域、関係機関等と連携・協働に係る体制を構築し、緊密な連携を取りながら対応する。
危機管理マニュアルや学校安全計画を保護者や地域住民に周知して協力体制を整備し、学校の安全教育・安全管理の方針を具体的に共有する。
- 広川町教育委員会への連絡・報告・相談を行う。
- 必要に応じて、関係機関（警察署、消防署、児童相談所等）へ連絡し、指導・支援等を受ける。

広川町教育委員会	0943-32-0093	宮田眼科	0943-32-6888
南筑後教育事務所	0942-53-7198	姫野病院	0943-32-3611
八女警察署	0943-22-5110	馬場脳神経外科病院	0943-32-0036
八女消防本部	0943-24-0119	山下歯科医院	0942-52-3819
広川消防署	0943-32-2119	ちぢわ耳鼻咽喉科	0943-32-0144
八女市家庭児童相談室	0943-23-1448	八女公立病院	0943-23-4131
久留米児童相談所	0942-32-4458	川崎病院	0943-23-3005
八女市福祉協議会	0943-23-0294	警備会社（ALSOK）	0120-86-7799
広川町福祉協議会	0943-32-3768	倉重ポンプ	0942-33-0551

2 危機管理の全体構成図



2 点 検

1 学校保健安全法施行規則

【第28条】每学期1回以上、児童が通常使用する施設及び整備の異常の有無について系統的に行わなければならない。必要があるときは、臨時に、安全点検を行うものとする。

【第29条】設備等について日常的な点検を行い、環境の安全の確保を図らなければならない。

2 安全点検について

【通学路の安全点検】 実施時期： ①4月

実施者： 全職員

※教職員、児童、保護者、地域からの情報を収集

※毎週金曜日に登校班長が集団登校ノートを担当者へ提出

※4月の歓迎遠足の帰りに通学路の安全点検実施

【校内安全点検】 実施時期： 毎月1日（①教室等、②遊具等）

実施者： 全職員

※担当者（場所割）は安全点検簿にチェック→養護教諭に提出→集約・分析

→管理職へ報告

→改善、必要時には広川町教育委員会 生涯学習課へ営繕

修理届を申請

【業者による安全点検】①実施者と②時期

防火・防煙警報装置及びシャッター：①倉重ポンプ ②年2回（4・8月）

消火器・消火栓等：①倉重ポンプ ②年2回（4・8月）

3 点検の視点

【防犯の視点】 ・不審者侵入防止用の整備 ・警報装置、通報機器等の作動 ・避難経路の複数確保
・出入口の施錠状態 ・通学路にある防犯発生条件

【交通安全の視点】・歩道や路側帯の整備状態 ・車との側方間隔 ・車の走行スピード ・右左折車両のある交差点
・見通しの悪い交差点 ・沿道施設の出入口 ・駐車車両の存在

【防災の視点】 ・天井材、外壁等の非構造部材の落下防止 ・書棚・家具等の固定 ・警報装置や情報機器等の作動
・避難経路・避難場所（避難・防災用具） ・通学路ある災害発生条件 ・体育用具等の劣化 ・出入口の施錠状態
・通学路にある防犯発生条件

【校内事故防止の視点】 ・天井材、外壁等の非構造部材の落下防止 ・体育館の床板等の建材、体育用具等の劣化
・窓・ベランダの手すりなどの点検 ・電気等の配線状況
・薬品等の管理 ・エレベータ・防火シャッターなどの点検

4 危険個所の分析、管理

・複数の目による客観的な分析 ・児童等の行動を分析 ・児童・保護者・校外委員会・青少年育成会による情報提供・収集
・校外委員会及び小中連携生徒指導部会での情報交換 ・日本スポーツ振興センター等からの情報提供を全職員に通知

3 避難訓練

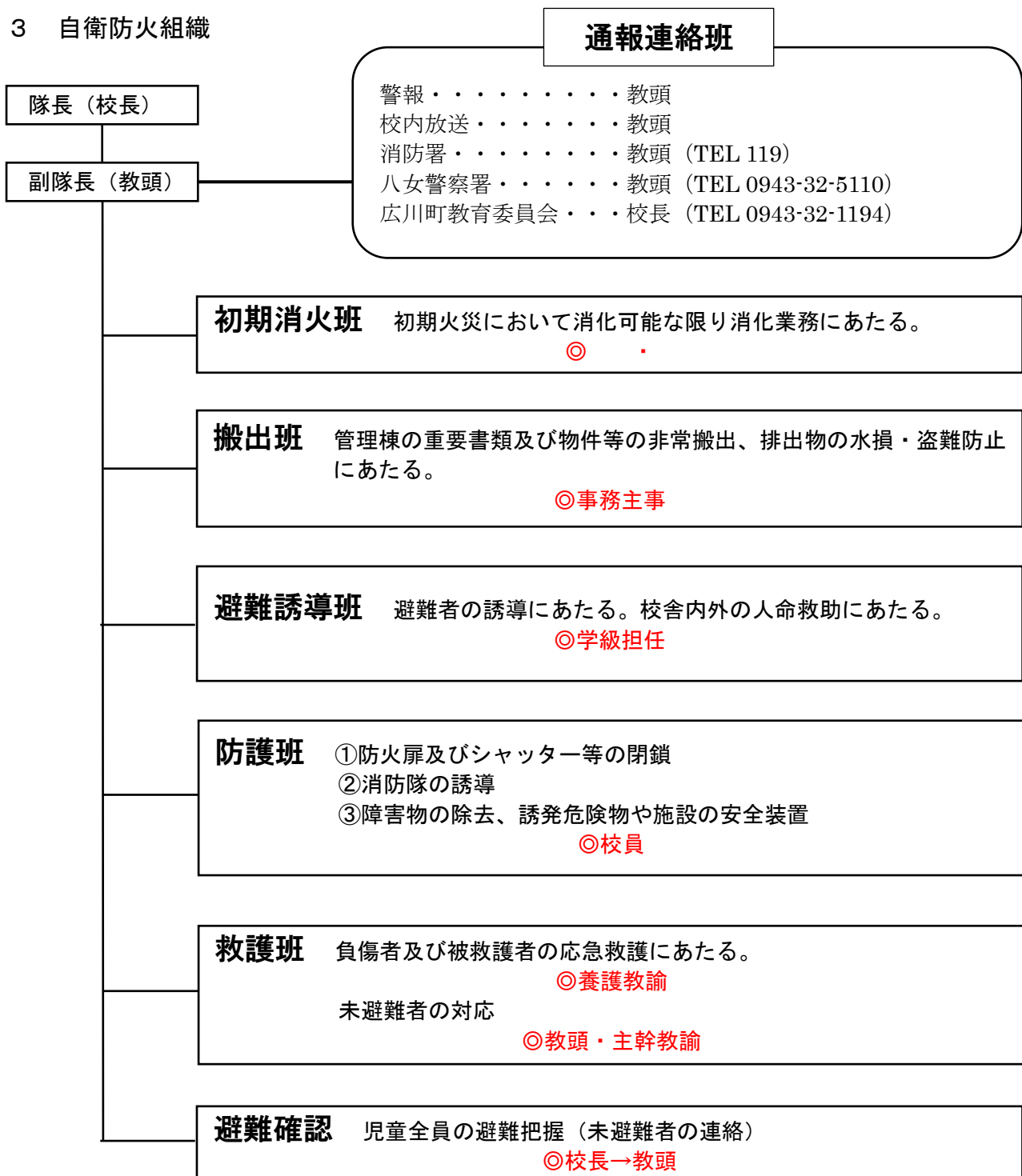
1 目的

危険等発生時に危機管理マニュアルに基づく教職員の役割等の確認を行うとともに、児童等が安全に避難できるよう、その実践的な態度や能力を養うことを目的とする。

2 期日及び内容

令和6年 4月23日(火) 2校時 地震による避難 ※別紙詳細提案
令和6年12月12日(木) 2校時 火災発生による避難

3 自衛防火組織



4 教職員研修

1 目的

危険等から児童の生命や身体の安全を守るため、状況に応じた的確な判断や行動が求められる。学校における組織体制や安全教育の重要性と緊急性を十分認識し、安全に関する自らの意識や対応能力、安全教育に関する指導力を一層高めることが求められる。そのために、学校や地域の実態に即した実践的な研修を行う。また、国、県、町からの安全教育に関する通知文書等を全職員で共通理解する。

2 時期及び内容

- 【随時】 ・管理職は、国、県、町からの安全教育に関する通知文書及び提供された情報等を、回覧及び配布により全職員に周知する。
- 【4月】 ・消火栓等の使用方法についての研修（担当：安全教育担当）
- 【4月】 ・エピペンの使用方法を含む食物アレルギー対応についての研修（担当：養護教諭）
- 【7月】 ・心肺蘇生法講習会（PTA 研修会兼）

【研修内容の例】

- ・危機管理マニュアルに基づく防災・防犯等の避難訓練
- ・事故等発生時の対応訓練（被害児童及び保護者への対応を含む）
- ・AEDを含む心配蘇生法などの応急手当に関すること
- ・エピペンの使用方法を含むアレルギー対応に関すること
- ・校内の事故統計や事故事例、日本スポーツ振興センターの情報等を活用した安全な環境の整備に関すること
- ・児童に関する安全教育に関すること（身に付けさせる安全に関する資質・能力、安全教育の教育課程への位置付け、教科等における指導内容や教材等に関する共通理解等）
- ・児童の心のケアに関すること 等

5 安全教育

1 目的

児童自身が危険を予測し、自ら回避することができるような安全教育を行う。安全教育に関する資質・能力と、各教科等の内容や教育課程全体とのつながりから教育課程を編成する。

2 時期と内容

- 【随時】 ・登下校中の不審者対応
- 【4月】 ・通学路安全マップの確認、交通ルール及びマナーについて ・防火避難訓練
- 【7月】 ・心肺蘇生法講習会
- 【12月】 ・規範意識教室
- 【2月】 ・薬物乱用防止教室

6 事故等発生時の対応の基本

1 予想される事件・事故

(1) 学校管理下における事件・事故

① 教育活動中に起因するもの

- ・ 始業前のケガ ・ 児童間の争いによる事故（ケンカ、いじめ等）
- ・ 教育活動中の事故（実験、体育実技[グラウンド、体育館、プール] 等）
- ・ 校外活動における事故（交通事故、体験中の事故、傷害事件等） ・ 器物破損
- ・ 対教師暴力事件 ・ 食中毒（給食、調理実習、宿泊を伴う活動）

② 教育活動中に起因する災害と自然災害

- ・ 火災 ・ 地震 ・ 台風 ・ 落雷 ・ 竜巻 ・ 風水害 ・ オキシダント

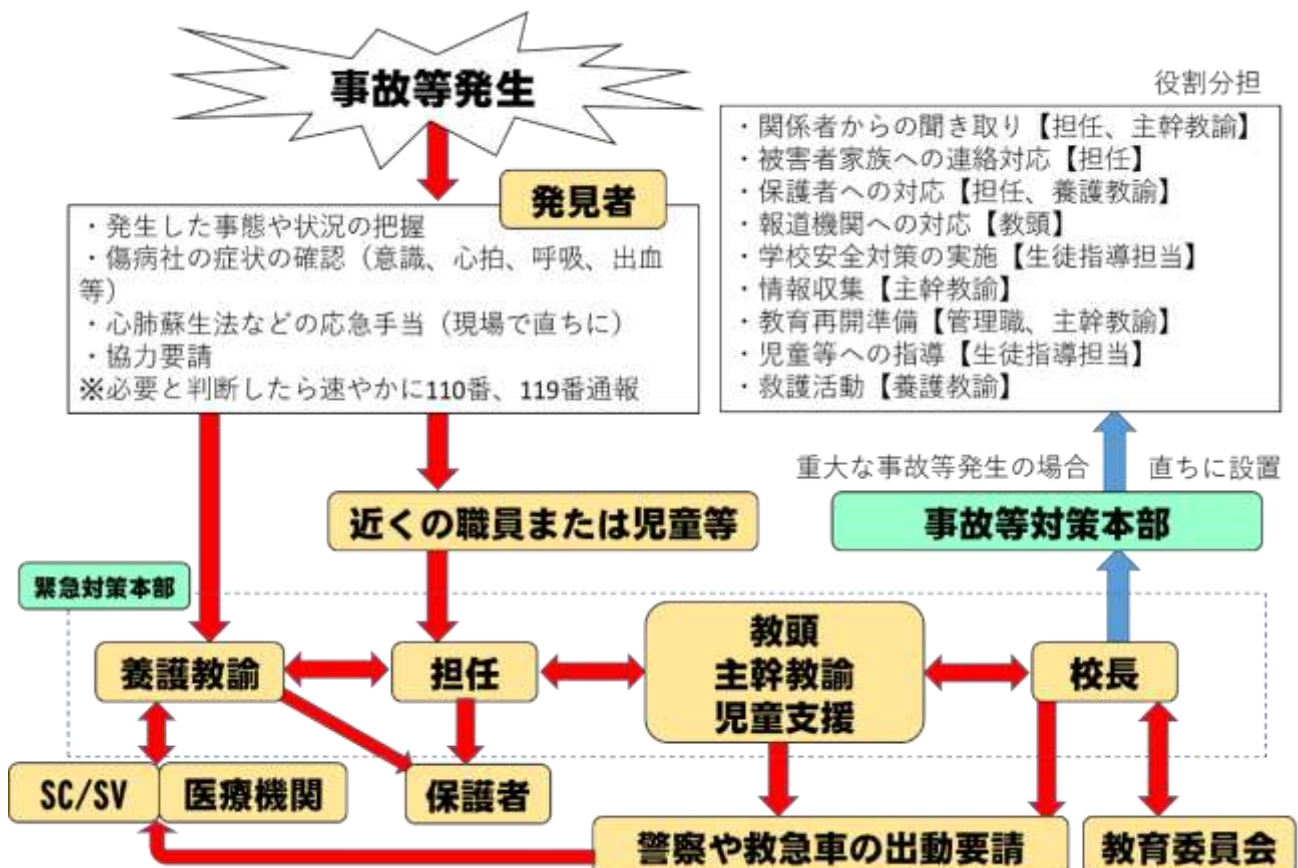
③ 施設設備の不備に起因するもの

- ・ 設備の不備による転倒、転落、倒壊（特に体育用具） ・ 校舎壁面等の剥落
- ・ プール排水溝 ・ 感電

④ その他

- ・ 登校後、学校内及び登下校中の行方不明 ・ 不審者の校内侵入
- ・ 登下校中の交通事故 ・ 弾道ミサイル発射に係る事故 ・ スマートフォンやSNSに伴う犯罪被害

2 緊急連絡経路



3 児童事故発生時の対応

- ① 発見者は、症状が軽ければ、保健室へ運ぶ。重傷と思われる時は、または、頭部打撲の場合は、周りの職員や児童を通して、校長・教頭・養護教諭・担任に連絡をする。
- ② 養護教諭は直ちに応急処置を行い、健康カード（家庭環境調査）よりかかりつけの病院を知らせ、電話で受け入れの確認をする。教頭は、搬送するタクシー、救急車の手配をする。担任は、保護者へ症状と行先の病院名、保険証持参（後日でもよい）について知らせる。
- ③ 養護教諭は、健康カードを持参し、タクシーチケットを事務室より受け取り、病院へ搬送する。治療の状況等を随時学校へ連絡する。
- ④ 養護教諭が不在の場合は、校長・教頭が指示をし、他の職員が行う。
- ⑤ 被害児童の生命に関わる緊急事案については、管理職への報告よりも救急処置を最優先させ、迅速に対応する。
- ⑥ 教職員は事故等の状況や被害児童の様子に動揺せず、またその他の児童の不安を軽減するように対応する。
- ⑦ 応急手当を優先しつつも、事故等の発生状況や事故等発生後の対応及びその結果について、適宜メモを残すことを心掛け、対応が一段落した時点でメモを整理する。教頭は事故について、報告書を作成し、教育委員会へ報告する。

7 様々な事故への対応

1 頭頸部外傷への対応

- (1) 意識障害の有無等をチェックする。
- (2) 意識障害が継続する場合、直ちに救急車を要請する。
- (3) 意識消失（気を失う）から回復した場合も、速やかに受診し、医師の指示を仰ぐ。
- (4) 頭部打撲の場合、その後6時間くらいは急変の可能性があるため、帰宅後の家庭での観察も必要。「意識の状態」「運動能力」「感覚異常」「呼吸」の状態の4つを確認することが必要。動かさないで速やかに救急車を要請。（動かすことによって重症化する危険）

2 熱中症への対応

- 予防
- (1) 環境温湿度等を測定し、「熱中症予防運動指針」等を参考に運動を行う。
 - (2) 水分補給、塩分補給、休憩など十分な予防措置をとる。
 - (3) 運動前の体調チェックや健康観察を行い、体調の悪い人の無理な運動を避ける。

事故発生時 ※けいれん、ふらつき、めまい、吐き気などは熱中症を疑う症状

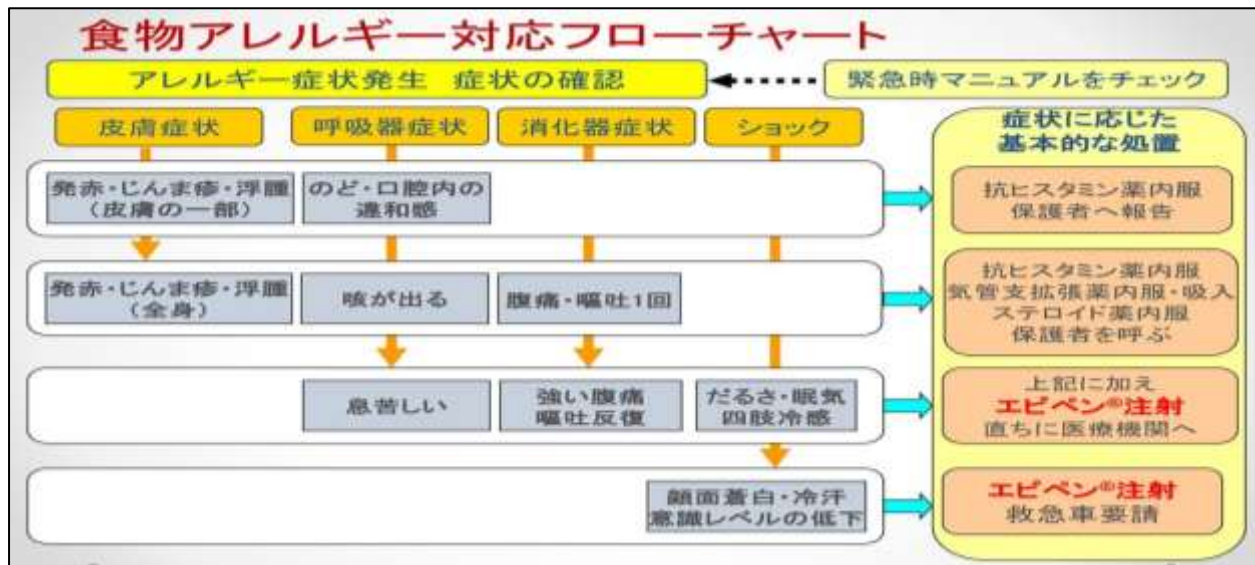
- (1) 意識障害の有無等をチェックする。
- (2) 意識を失っている場合、直ちに救急車を要請する。
- (3) 意識がある場合、涼しい場所に避難させ、衣服をゆるめて体を冷却し、水分補給をする。症状が改善しない場合は、病院へ搬送する。

3 食物アレルギーへの対応

【食物アレルギー対応委員会】

校内の児童の食物アレルギーに関する情報を集約し様々な対応を協議、決定。また校内危機管理体制を構築し、各関係機関と連携や具体的な対応訓練や校外の研修を企画、実施、参加を促す。

◎委員長 校長	
○委員 ・教頭	※校長補佐、指示伝達、外部対応、校長不在時には代行
・主幹教諭	※教頭補佐、校内連絡、指示伝達、外部対応
・養護教諭<保健主事>	※実態把握、主治医や学校医と連携、事故防止
・給食担当	※給食調理・アレルギー対応等の安全管理、各学級における給食時間の共通指導徹底
・関係学級担任	※アレルギー対応の給食運営、保護者連携、事故防止



エピペン® の使用方法

ステップ1:準備

ケースのカバーキャップを押し開け、エピペン®を取り出します。誤って注射しないために「グー」にしてエピペン®を持ち、青色の安全キャップをはずしてロックを解除します。



ステップ2:注射

エピペン®を太ももの前外側の位置で、太ももに直角になるようにオレンジ色のニードルカバーの先端を「カチッ」と音がするまで押しあてます。数秒間その状態を保ちます。



ステップ3:確認

注射後、オレンジ色のニードルカバーが伸びていれば注射は完了(針はニードルカバー内に出ています)。



ステップ4:片付け

使用後のエピペン®は、オレンジ色のニードルカバー側から、専用ケースに戻します。

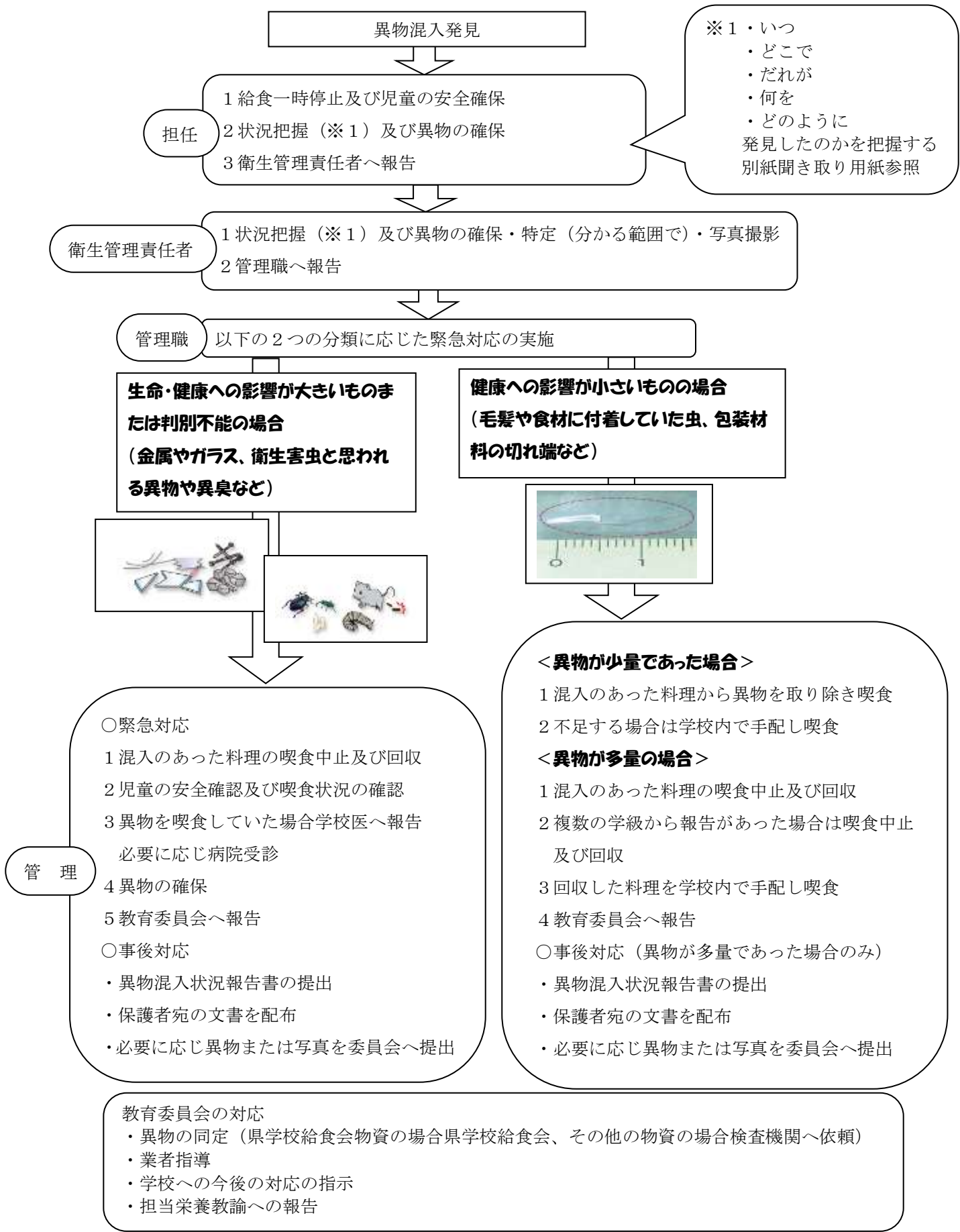


使用のタイミング

- ショック症状(血圧低下、意識障害など)が現れた時点。
- 喉頭症状(のどが詰まる感じ、声がれ、声が出ない・出にくいなど)、ショック症状の一手手前(ぐったり、明らかな活動性の低下)と、それにともなう強い呼吸器症状や消化器症状などが現れた時点。
- 過去にアナフィラキシーショックを起こしたことがある場合、その原因アレルゲンを摂取・接触してしまい、明らかな症状が現れた時点。

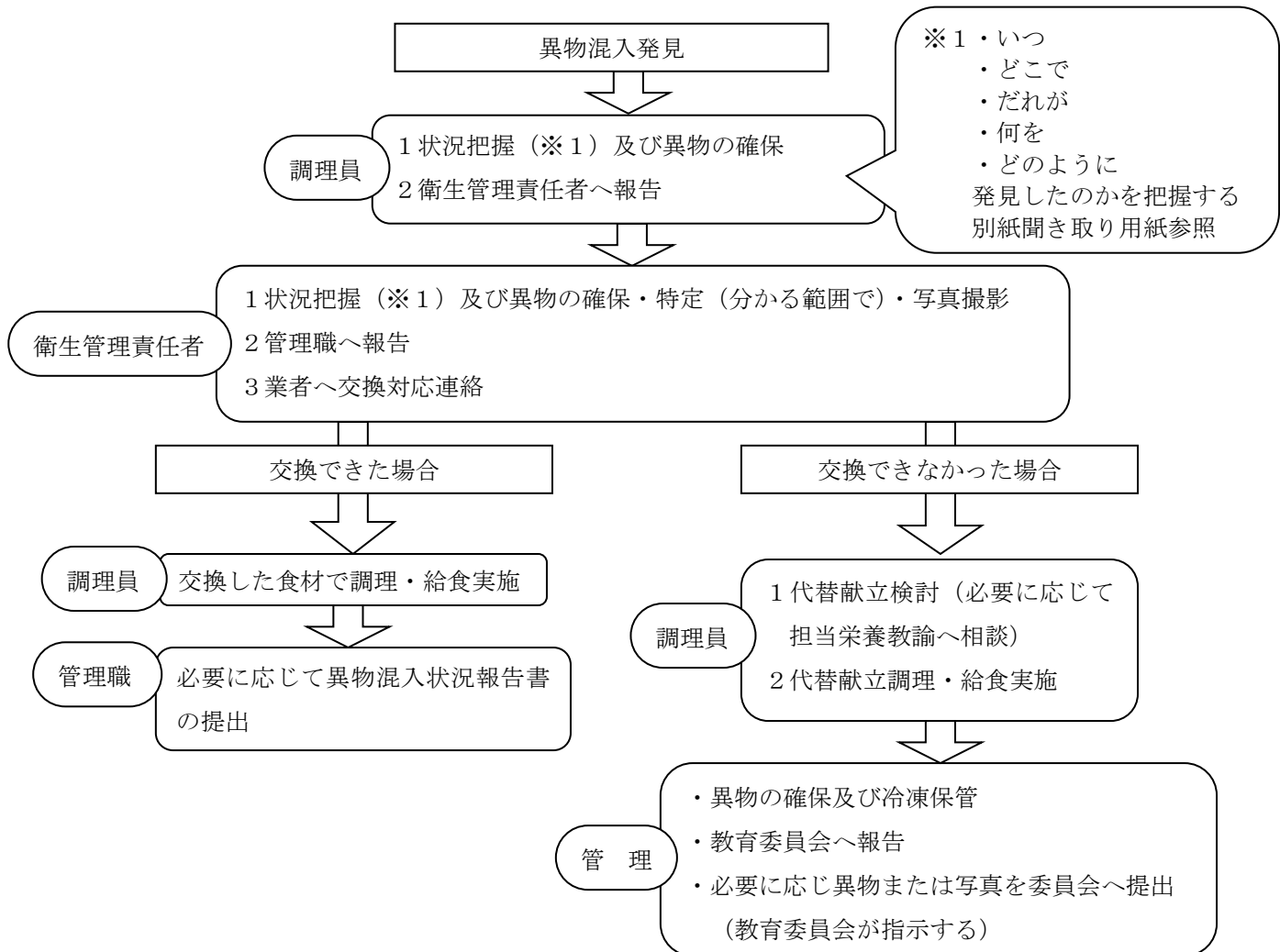
4 給食関係緊急時対応マニュアル【3-1】異物混入時対応

①異物発見が教室の場合



② - A 異物発見が給食室の場合

(下処理中など他の食材と一緒にになる前)

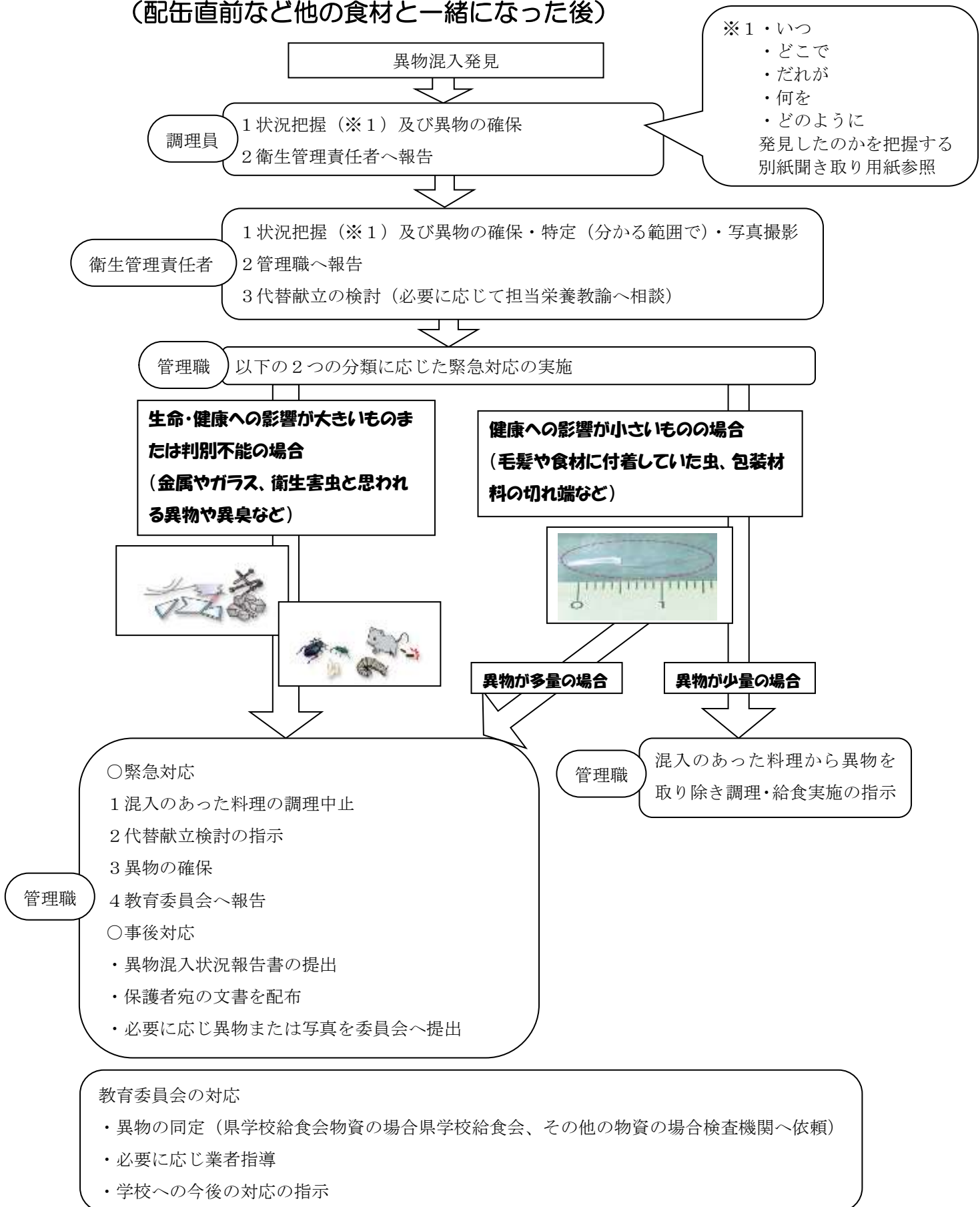


教育委員会の対応

- ・異物の同定（県学校給食会物資の場合県学校給食会、その他の物資の場合検査機関へ依頼）
- ・必要に応じ業者指導
- ・学校への今後の対応の指示

② - B 異物発見が給食室の場合

(配缶直前など他の食材と一緒にした後)



異物混入聞き取り用紙

1 把握すること

(1) いつ

(2) どこで

(3) だれが

(4) 何を

(5) どのように

2 教育委員会に報告すること

(1) 「1 把握すること」の内容

(2) 現在の対応

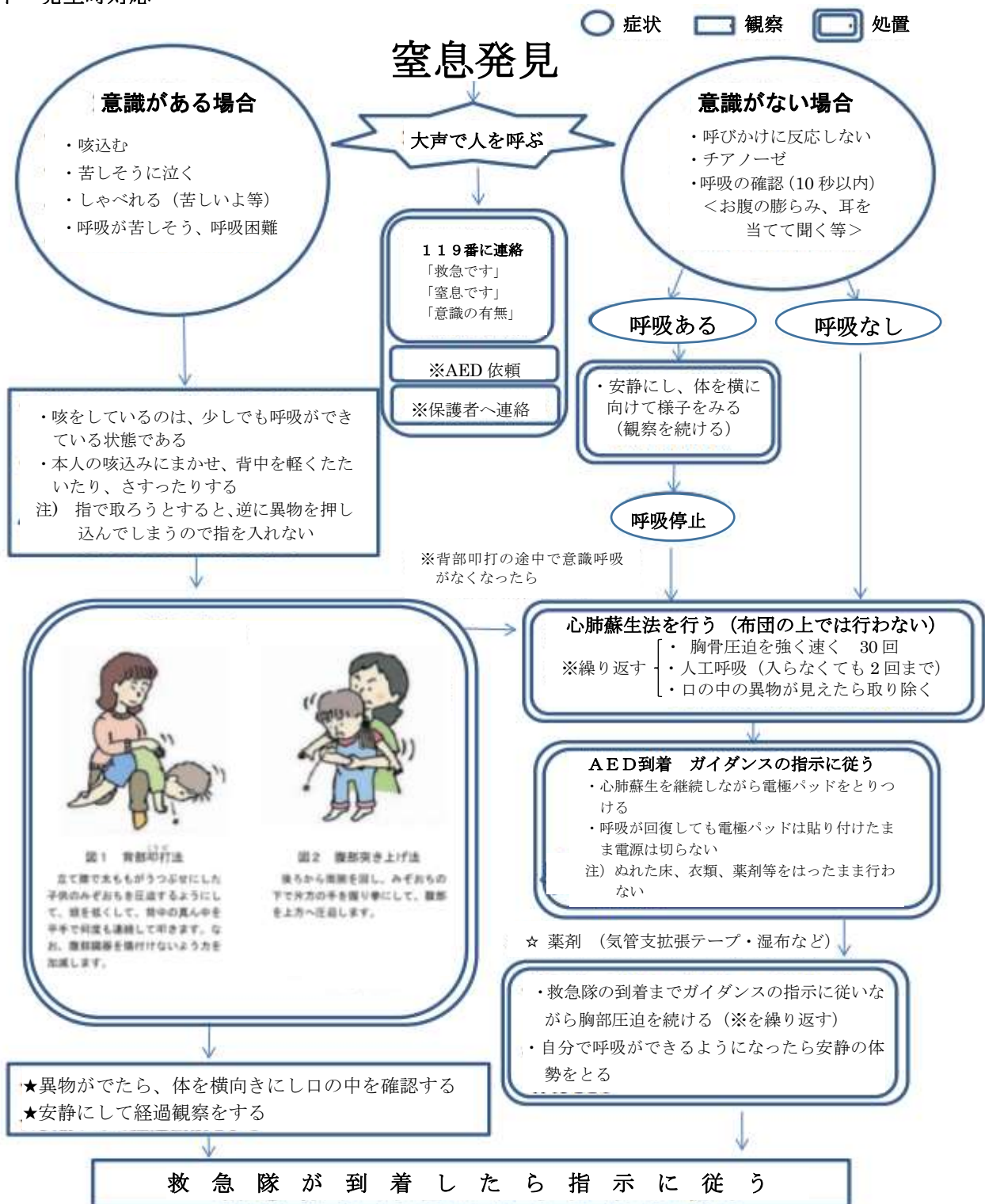
(3) 異物が何なのか

③ 窒息事故防止・対応

ア 未然防止

- ・ 食べ物は食べやすい大きさにして、よく噛んで食べるよう指導
- ・ 早食いは危険であることを指導
- ・ 給食の際は、学級担任等が注意深く児童生徒の様子を観察
- ・ 咀嚼及び嚥下げの能力には個人差があるので、個別の対応が必要な児童生徒については、全教職員の間で共通理解を図る。
- ・ 特別な支援を要する児童生徒については、食事中に必ず教職員が付き添い、目を離さないようにする。

イ 発生時対応



8 不審者侵入への対応

【不審者侵入に関わる防犯対策】

学校への不審者侵入を防止するために、平時のときの備えと見守りの強化を行いながら、適切に対応していく。

平時のときの備えとしては、下記の5つ対応を行う。

- ①児童が学校にいるときは、校門を閉めておく。
- ②校門には、関係者以外は許可なく立ち入らないことを明記した掲示物を貼っておく。
- ③来校者には、受付名簿の記入と来校者の名札の着用をお願いする。
- ④不審者対応避難訓練を毎年行い、不審者への声かけの仕方を確認する。
- ⑤防犯カメラが確実に機能しているか毎月点検を行う。

見守りの強化としては、下記の4つの対応を行う。

- ①校長を始め、関係職員での校舎見守りを朝と昼の最低2回は確実に行う。
- ②来校者には、必ず事務室や職員室に声をかけて、学校に入るお願いの文書を年度当初に保護者に配付する。
- ③関係職員が来校者を発見した場合は、必ず声をかけ、不信感を感じたら、どんな用件か必ず尋ねるようにする。
- ④警察やスクールサポーターとの連携を図り、不審者通報等が近辺で起きたときは、見守りを強化してもらう。

【不審者侵入の防止の3段階チェック表】

段 階	具体的な方策
校門A（児童昇降門）	校門の活用方法（徒歩来訪者）、校門の施錠管理（2カ所の施錠）、利用時間の指定（児童登校時及び児童下校時のみ開門）、防犯カメラ（終日職員室にて定点監視）
校門B（車両通行門）	校門の活用方法（教職員及び給食業者等車両）、校門の施錠管理（錠を使用）、利用時間の指定（早朝～9時・夕方退勤時）、防犯カメラ（終日職員室にて定点監視）
校門C（智徳交差点側）	校門の活用方法（社会体育関係者等車両）、利用時間の指定（社会体育利用17時～19時）、防犯カメラ（終日職員室にて定点監視）
校門D（裏門）	校門の活用方法（雨天時保護者の送迎車両の出路及び体育館北側駐車場利用）、校門の施錠管理（1カ所施錠）、防犯カメラ（終日職員室にて定点監視）
校門から校舎の入り口まで	来訪者の校舎の入り口や受付への案内表示・通行場所の指定 死角の排除（防犯ミラー使用）
校舎への入り口	事務室前入口受付場所の指定、受付での来訪者の確認（事務主査が行う）、受付簿への記入

<不審者侵入時の対応について>

1 日常的対応（侵入者に対して）

- (1) 声をかける（あいさつの励行）
- (2) 来校目的の確認
(用件・担当者を伺う。受付の依頼・案内)

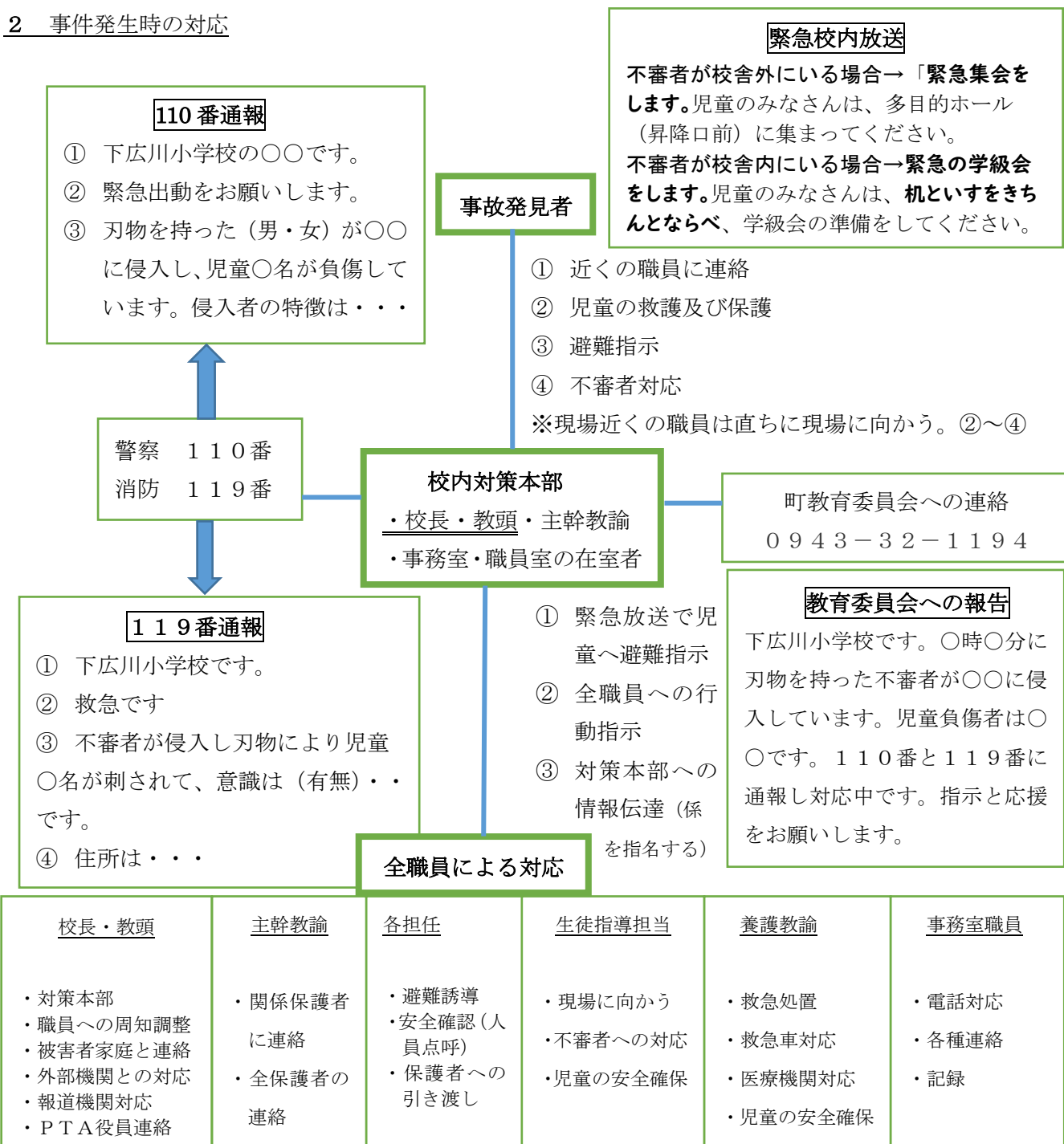
レベル1
あいさつに応えない
対応を無視する
持ち物に不審な点がある

レベル2
奇声を発し指示を従わない
攻撃的な言葉・態度である
凶器等を持っている

レベル1の場合：複数の職員で対応し校長室に案内する。(状況に応じて通報する)

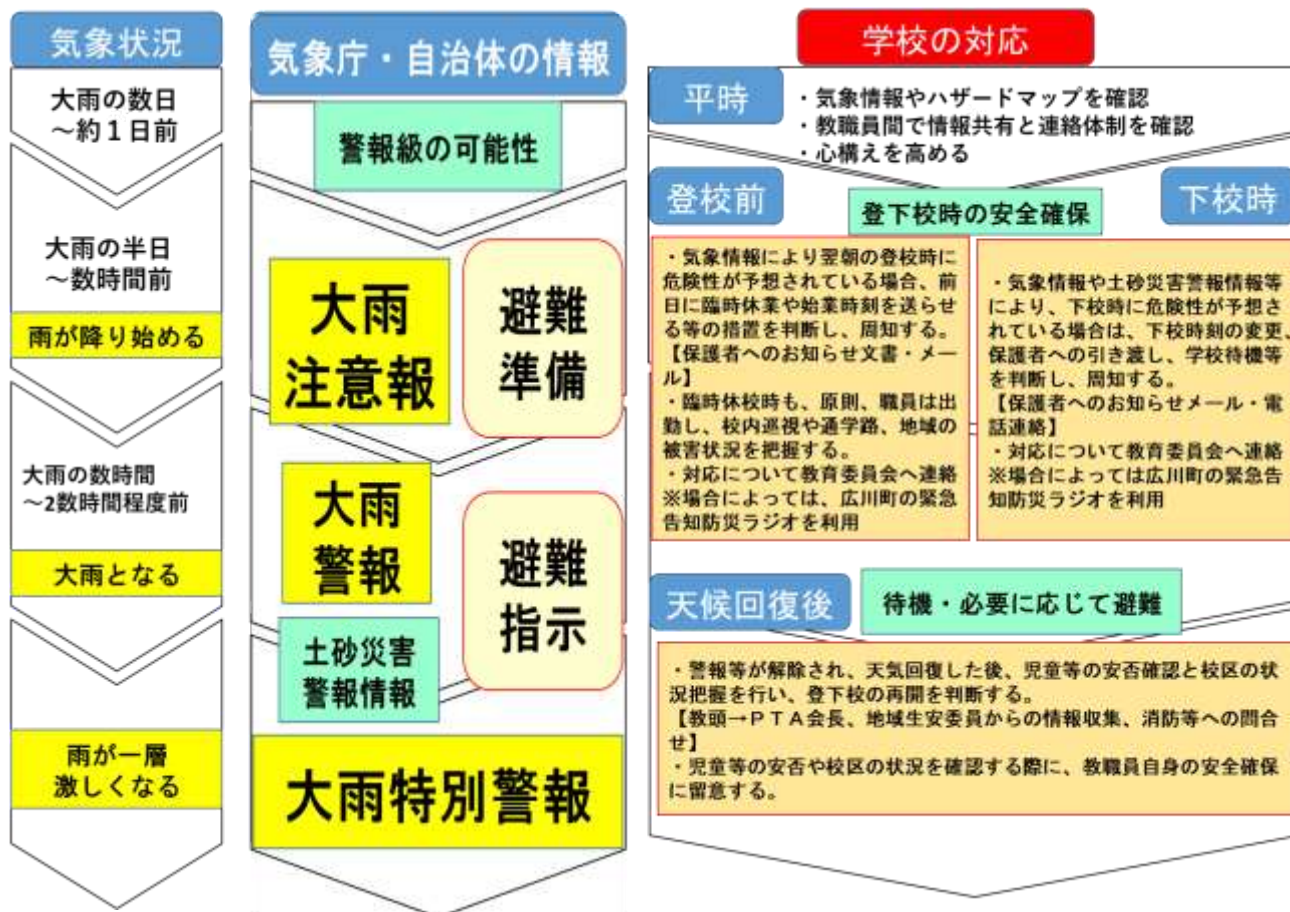
レベル2の場合：以下2の対応マニュアルにより行動する。

2 事件発生時の対応



9 気象災害への対応

1 大雨発生時の対応



【防災情報の活用】

気象情報やハザードマップなどの様々な防災情報は以下のウェブページ等で確認

- ・気象庁ウェブページ <http://www.jma.go.jp/jma/index.html>
- ・ハザードマップポータルサイト

<https://disaportal.gsi.go.jp>

- ・広川町ハザードマップ



http://www.town.hirokawa.fukuoka.jp/departamentTop/node_64/node_940/anzen/node_5918

- ・防災情報のページ <http://www.bousai.go.jp>
- ・広川町ホームページ <http://www.town.hirokawa.fukuoka.jp/hp>
- ・防災情報のページ <http://www.bousai.go.jp>

○大雨発生時の職員の具体的な動き

通常授業が行われている最中、短時間に大雨が集中し、下校時に児童が危険であると判断された場合

- ①安心安全メール・スクリレにより、保護者に迎えに来ていただくように連絡をする。
- ②迎えと引き渡しをスムーズにするために、体育館北側駐車場・校舎南側砂利駐車場に車を入れてもらい、保護者は児童昇降口から各教室に迎えにいらしてもらう。
- ③担任は、保護者に児童を引き渡す。
- ④1 時間経過しても迎えに来られないところは、職員室に連絡する。
- ⑤教頭、事務職員が保護者に連絡する。
- ⑥大雨で迎えが困難な場合は、学校に泊まらせる場合もある。

「安心安全メール・スクリレ」

- ・大雨により、河川の増水や冠水の危険が増しています。本日は 時 分より下校させます。安全のため、車でのお迎えをお願いいたします。

車でのお迎えは、体育館北側駐車場もしくは、校舎南側砂利駐車場に車を入れてください。体育館北側駐車場は一方通行とし、駐車場北の門扉からから出てください。

なお、緊急の電話回線を確保するために、学校到着が 18:00 を過ぎる場合のみ学校に連絡をください。

発信元：下広川小学校

「職員配置」

- ・交通整理
体育館北側駐車場入口 1 名（校員）
- ・名簿確認
児童昇降口 1 名（養護教諭・図書館職員・主幹教諭）
- ・電話対応 （教頭）（事務主事）
- ・保護者引き渡し（各担任）

2 避難確保計画

土砂災害防止対策の推進に関する法律において、広川町地域防災計画に準じて避難確保計画を作成するとともに、広川町長へ報告すること、避難確保計画に基づく訓練を実施することが義務付けられている。

3 雷への対応

【避難の留意点】

- ・屋外活動を中断し、速やかに屋内に避難する。
- ・下校前の場合、素早く情報を収集し、必要に応じて児童を学校に待機させる。その際、学校の対応をメール等で保護者に連絡する。

【雷鳴が近くで聞こえたら】

- ・登下校時に発生した場合には、近くの安全な場所に避難し、無理に屋外を移動しないようにする。
- ・自転車に乗っている場合、すぐに降りて姿勢を低くして、安全な場所に避難する。
- ・鉄筋コンクリートの建築、自動車、バスの内部に避難する。
- ・近くに避難する場所がない場合には、低い場所を探してしゃがむなど、できるだけ姿勢を低くするとともに、地面との接地面をできる限り少なくする。
- ・電柱、鉄塔、高い木の近くにいる場合、その物体から4 m以上離れたところに退避する。
- ・高い木の近くは危険なので、最低でも、その木のから2 m以上は離れる。

4 竜巻への対応

【避難の留意点】

(1) 教室にいる場合

- ・飛来物の影響を抑えるため、窓を閉め、カーテンを引く。
- ・窓ガラスからできるだけ離れる。
- ・丈夫な机の下に入るなど、身の回りにある物で頭を守るなど避難姿勢をとる。

(2) 教室以外の校舎内にいる場合など

- ・風の通り道やガラスが飛んでくるのを避けられる場所に身を寄せる。
- ・壁に近い場所で避難姿勢をとる。
- ・建物の最下階に移動する。

(3) 体育の授業や部活動などで屋外にいる場合

- ・校舎など頑丈な建物に避難する。
- ・物置やプレハブには避難しないようにする。

(4) 登下校中の場合

- ・屋根瓦など飛ばされてくるものに注意する。
- ・近くの頑丈な建物や地下などに避難し、建物に避難できない場合には、くぼみ等に身を伏せ、横風を受けないようにする。

10 地震への対応

1 学校における地震防災のフローチャート



※ 避難訓練の合言葉は「落ちてこない」「倒れてこない」である。すなわち、どこにいても地震の揺れを感じたら子供が自ら「上から物が落ちてこない場所」「横から物が倒れてこない場所」にすばやく身を寄せることである。その場所とは、たとえば廊下では、太い柱のそばや、ガラスなどの落下物のない壁面であり、校庭では建物が近くにならない場所である。このような場所を地震の揺れを感じたら、子供が瞬時に探しみを寄せるのである。このことは「自ら危険を予測し、自ら回避できる子供を育てる」安全教育のねらいに合うものである。

11 新たな危機事象への対応

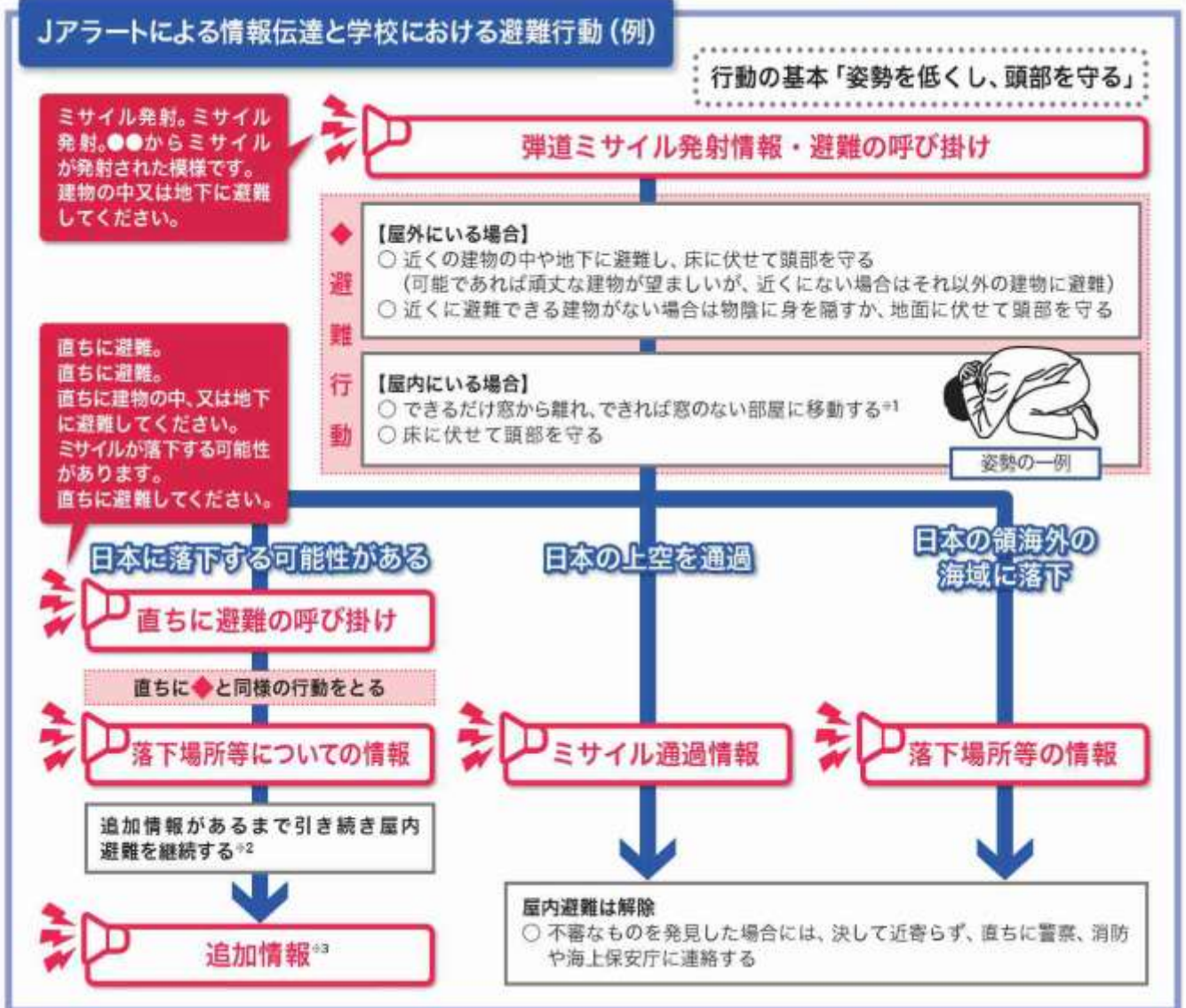
1 弾道ミサイル発射に係る対応について

【全国瞬時警報システム（Jアラート）とは】

全国瞬時警報システム（Jアラート）とは、弾道ミサイル情報、緊急地震速報、津波警報など、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を国（内閣官房・気象庁から消防庁を経由）から送信し、市町村防災行政無線等を自動起動することにより、国から住民まで緊急情報を瞬時に伝達するシステムです。市町村防災行政無線等から流れる国民保護サイレン音は、国民保護ポータルサイトから確認できます。

また、Jアラートにより情報伝達があった場合は、同時に携帯電話やエリアメール・緊急速報メールが配信されます。ミサイル情報を伝達するエリアメール・緊急速報メールの着信音は、津波や火山情報などに関するエリアメール・緊急速報メールと同じ着信音です。

【Jアラートによる情報伝達と学校における基本的な避難行動の流れ】



【Jアラートによる情報伝達があった際の対応マニュアル】 ※保護者へ通達

「登校前」

＜Jアラートを聞いたら…＞

- ①速やかに建物の中や地下に避難する。
- ②落ちて行動し、できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋へ移動する。またテレビやラジオ、インターネットなどから情報収集に努める。
- ③その後、避難の必要がないと確認したら、速やかに登校。

＜落下推定情報（日本の領土・領海に落下）が流れたら…＞

- 学校からの連絡（電話や一斉メール）を待ち、指示に従う。

「登下校中」

＜Jアラートを聞いたら…＞

- ①児童には、まず交通安全に注意し、近くの建物に避難するよう、また近くに建物がない場合は、物陰に身を隠し、地面に伏せて頭部を守るよう指導。

※登校後、登校しなかった児童がいた場合、その安否を確認します。

<落下推定情報（日本の領土・領海に落下）が流れたら…>

- 児童には、避難した民家から保護者又は学校に連絡する。避難できなかった場合は自宅か学校か近い方に移動するように指導。

「在校時」

<Jアラートを聞いたら…>

- ①直ちに教育活動を打ち切り、児童を安全な場所へ避難させる。
- ②情報伝達を確認し、避難の必要がないと確認でき次第、授業等を再開する。

<落下推定情報（日本の領土・領海に落下）が流れたら…>

- 学校からの連絡（電話や一斉メール）を待ち、指示に従う。

2 インターネット上の犯罪被害の対応について

近年、インターネットを介した事案が多発しており、特に SNS に起因する被害は多様化・深刻化している。未然防止及び問題の早期発見・被害防止のために、最新事例の把握や情報モラル教育の充実に努める。

(1) 規範意識教室（5，6年）

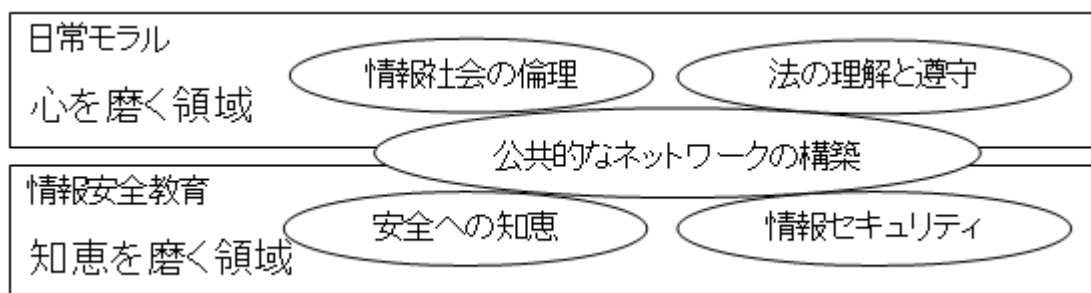
- ①「子どもの規範意識を育み、子どもが社会のきまりを守り、社会的に自立できるように育成すること」「危険を察知し、危険回避能力を育成すること及び学校が安全で安心して学べる場所であるように環境づくりを進めること」をねらいとする。
- ②児童の実態に応じながら、GT を招聘する等、講義の在り方を工夫する。
- ③保護者への啓発も兼ねた内容にする。（保護者と共に学ぶ）

(2) 最新情報の提供

総務省等から配布されるインターネット犯罪被害についての情報（リーフレット等）を配布し、児童及び保護者へ啓発する。

(3) 情報モラル教育

社会・保健体育・技術・英語・道徳・特別活動・総合的な学習の時間の授業を通して実施する。



インターネットトラブル事例集（平成 29 年度版） - 総務省

http://www.soumu.go.jp/main_content/000506392.pdf

情報モラル教育 - 文部科学省

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/056/shiryo/attach/1249674.htm

3 犯罪予告・テロへの対応

学校への爆破予告などの犯罪予告があった場合、警察等の関係機関と連携した対策を行う。本校だけが情報を受信している場合や近隣の学校等にも同様の予告がなされている場合などがあり、警察の指示の下、教育委員会と連携し事案に応じて適切に対処していく。

学校においては、不審なものがないか等、以前と異なる状況を早期に発見できるよう、日頃から学校環境を整備し、特に薬品等の備品管理を徹底するとともに、日常が安全点検の場であり、不審なもの・ことへの気づきがあったら、すぐに管理職に報告するよう職員に周知しておく。

12 事後の対応

【安否確認】

(1) 児童等が学校内にいる場合の安否確認

- ・ 負傷者がいるかどうか、全員を集合させるもしくは、授業等の担当者が把握して報告する。
- ・ 休憩時間や放課後などは、児童の状況把握が困難となるため、教職員は自衛防火組織に従って担当場所に急行し、速やかに負傷者の有無を確認する。
- ・ 児童が校舎外に出て、学校周辺の店や民家などに避難していないかを調べる。
- ・ 校外活動中の場合も上記のような安否確認を行い、学校に報告する。

(2) 児童等が登下校中や自宅にいる場合の安否確認

児童等の自宅やその周辺、学校周辺の店や民家、避難所などに避難している者がいないか、けがをしていないかを調べる。その際、教職員は被害（二次被害等も含め）に巻き込まれないように注意する。

(3) 安否情報の集約

◎学校で情報を集約する場所・・・職員室

◎情報の総括担当者・・・教頭 → 校長へ報告

- ・ 負傷者がいる場合には、速やかに、応急手当ての実施や救急車の要請等対応する。
- ・ 学校の電話に問合せが殺到し、使用できなくなることに備え、連絡・通信手段の複線化を図っておく。

13 心のケア

事故等に児童が遭遇すると、恐怖や喪失体験などにより心に傷を受け、そのときの出来事を繰り返し思い出す、遊びの中で再現するなどの症状に加え、情緒不安定、睡眠障害などが現れ、生活に大きな支障を来すことがある。こうした反応は誰にでも起こり得ることであり、ほとんどは、時間の経過とともに薄れていくが、このような状態が、事故等の遭遇後3日から1か月持続する場合を「急性ストレス障害（Acute Stress Disorder 通称ASD）」といい、1か月以上長引く場合を「心的外傷後ストレス障害（Post Traumatic Stress Disorder 通称PTSD）」という。そのため、事故等の発生直後から児童や保護者等に対する支援を行い、PTSDの予防と早期発見に努めることが大切である。なお、事故等

の遭遇後まもなくASDの症状を呈し、それが慢性化してPTSDに移行するケースのほか、最初は症状が目立たないケースや症状が一度軽減した後の2～3か月後に発症するケースもあることから、なるべく長期にわたって心のケアを実施することが大切である。

また、被害児童の保護者や教職員は、自らのことを後回しにし、心身の不調に対し鈍感になることがあり、心のケアが必要になることがある。被害児童にとっては、周囲にいる保護者や教職員が精神的に安定していることが大切。このため、自分自身の心身の不調に早めに気づき、意識的に休息したり、相談したりするなど、心のケアが必要であることを理解することが重要である。

なお、心のケアが長期にわたって、必要になることがあるため、被害児童が進学や転校した場合においても心の健康状態の把握や支援体制等を継続して行われるよう、学校間で引継ぎ等の連携を十分に図っておくことも必要である。



1 4 調査・検証・報告・再発防止等

【情報の整理と保護者等への説明、対応】

○ 事故等発生直後の対応が終了した後、事故等の発生した経緯情報を整理し、保護者等へ丁寧に今後の方針を含めた説明などが必要となる。特に、保護者等への対応については、「指針」を基に事前に調査方法等のマニュアルや危機対応態勢の整備を教職員間で確認をし、共通理解を図っておくことが大切。

- ・ 事故等の発生状況や経過、負傷者等の状況、緊急に実施した措置などを記録・整理しておく。
- ・ できる限り迅速かつ確実に事実確認を行い、学校側が知り得た事実は、被害児童の保護者に対し正確に伝える等、責任のある対応を行う。このとき、被害児童の保護者への対応に当たる責任者を決め、誠意ある事態への対処に努める。
- ・ 保護者間に臆測に基づく誤った情報が広がることを防ぐために、被害児童以外の保護者に対しても、状況に応じて、学校から速やかに正確な情報を伝えることが必要であり、事故・事件の深刻さ等を勘案し、状況に応じて、保護者説明会等の開催など、必要な情報共有を行う。
- ・ 報道機関等へは、情報を整理し適宜提供する。その際、情報の混乱を避けるため、窓口を一本化（教頭）する。

【学校の設置者への報告】

○ 重篤な事故（死亡事故及び治療に要する期間が30 日以上の負傷や疾病を伴う場合等）について学校の設置者に報告する。（死亡事故については国まで報告）

【基本調査の実施】

○ 基本調査は、対象となる事案の発生後速やかに着手する調査であり、事故等に至る事実関係を整理することを目的として実施するもので、基本的に学校が実施する。

- ・ 調査開始から3日以内をめどに関係する全ての教職員に記録用紙を配付し事故等に関する事実を記録するなど、可能な限り事実を集める。
- ・ 現場に居合わせた児童に対しては、心のケアと事実関係の確認の両立を図る。聴き取り等に際しては、スクールカウンセラー等の専門家の支援を受けて判断を行い、必ず複数の教職員で対応するとともに状況に応じてスクールカウンセラーを同席させる。
- ・ 整理した情報を学校の設置者に報告する。
- ・ 被害児童の保護者への最初の説明は、調査着手からできるだけ1週間以内を目安に実施する。

15 児童虐待への対応

【1】児童虐待についての基礎的理解

虐待は、子供の心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、次の世代に引き継がれるおそれもある、子供に対する重大な権利の侵害である。

【虐待の種類】

身体的虐待	子供の身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴行を加えること、外側からは見えにくい場所に外傷があることが多い
性的虐待	性的な満足を得るためにわいせつな行為を行うこと。直接的行為だけでなく、被写体にすることも含まれる。
ネグレクト	著しい減食や長時間の放置など、子供の心身の正常な成長を妨げるような行為。保護者としての監護を著しく怠ること。
心理的虐待	子供の心に長く傷として残るような経験や傷を負わせるような言動を行うこと。兄弟姉妹との間に不当なまでの差別的待遇をする場合や、家族に対する暴力（DV）を子供の前で行うことも、心理的虐待にあたる。

【2】学校、教職員の役割

学校及び教職員は、虐待の早期発見・早期対応に努めるとともに、市町村（福祉課等）や児童相談所への通告や情報提供を速やかに行うことが求められている。

【児童虐待防止法に規定されている学校の役割】

- ① 学校・教育委員会、学校の教職員は、虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、早期発見に努めなければならない。 【第5条第1項】
- ② 虐待を受けたと思われる子供を発見した者は、市町村（虐待対応担当課）や児童相談所に通告しなければならない。 【第6条】
- ③ 虐待の予防・防止や虐待を受けた子供の保護・自立支援に関し、関係機関に協力するよう努めなければならない。 【第5条第2項】
- ④ 子供等への虐待防止のための教育に努めなければならない。 【第5条第5項】

学校における虐待対応の流れ

【日常的予防策】

- ・ 子供や保護者への相談窓口の周知、相談対応
- ・ 児童虐待未然防止のための教育、啓発活動

【虐待の発見】

- ・ 日常の観察、家庭状況の把握
 - ・ 健康診断、体育科指導（特に水泳指導）
 - ・ 教育相談、アンケート等
- ⇒ 子供・保護者等の状況に違和感あり

- ・ 本人（子供）からの訴え
- ・ 他の保護者 ・ 学校医や学校歯科医
- ・ 学童保育所や放課後児童クラブ等

直ちに管理職に報告・相談

チームとして対応（情報収集・共有、対応策の検討）

- ① 明らかな外傷（打撲、あざ（内出血）、骨折、刺傷、やけど等）があり、身体的虐待が疑われる場合
- ② 生命、身体の安全にかかわるネグレクト（栄養失調、医療放棄）疑われる場合
- ③ 性的虐待が疑われる場合
- ④ 子供が帰りたくないと言った場合（保護・救済を求めている時）

通告

通告

通報

・ 生命の危険

久留米児童相談所
0942-32-4458

広川町役場子ども課
0943-32-1194

福岡県警八女警察署
0943-22-5110